

外国人による不動産取得等の実態把握について (施策パッケージ)

1. 不動産取得者の国籍把握等

総理指示を踏まえ、外国人による不動産保有の実態把握について、以下の取組を実施

- ①**不動産の移転登記等**の申請情報に申請人の**国籍を追加** (令和8年度中～)
- ②新たに**森林の土地の所有者**になった者による届出事項に**国籍を追加** (令和8年4月～)
- ③**森林法、国土利用計画法、重要土地等調査法の届出**を法人が行う場合、その法人の**代表者の国籍、役員・議決権の過半数**を同一の国籍の者が占める場合はその**国籍を届出事項に追加** (令和8年4月～)
- ④外為法に基づく、**国外居住者による不動産取得の報告**を投資目的以外にも**拡大** (令和8年4月～)

2. 不動産取得等の実態調査

○地下水採取事例の調査 (令和7年9～10月調査)

- ・**外国人等と思われる者**による地下水採取の事例を**49件**確認
(主な採取目的は生活用水、事業場での使用など)

○重要施設周辺等の注視区域における土地・建物の取得状況 (令和6年度)

- ・**外国人等と思われる者**による取得は**3,498筆個** (取得総数の**3.1%**)
(国又は地域別では、**中国**が**最も多い1,674筆個**)